

・不誠実対応-45

アルプスの森(施設長:宇津慎史)がホームページ上に記載している本事件に関する捏造の疑いのある内容について

アルプスの森(施設長:宇津慎史)が遺族に提出してきた事故報告書(令和5年1月16日付)においても、回答書(令和5年3月16日付)においても、少なくとも悠生君が命を落とした当日の状況の説明においてかなり多くの内容が捏造されていると遺族は感じていた。

しかしながらアルプスの森(施設長:宇津慎史)は、施設利用者(保護者)には十分に事故の説明をしているとし、悠生君が行方不明の状態になっても、宇津兄弟(宇津慎史及び、宇津雅美)が暴行事件で逮捕されるまで一度も休まずに、通常通りの施設運営を継続していた。

この間、明らかな嘘をアルプスの森(施設長:宇津慎史)は遺族につき続けていた。従って遺族としては、現在施設利用者(保護者)に対しても同様に嘘をつき続けていると考えた。そこで、悠生君が命を落とした事について、どのように現在の施設利用者(保護者)に説明しているのか教えて欲しいと施設側に述べていたが、その説明内容に関して遺族側へ提示されることはなかった。

しかしマスメディアの力もあり、アルプスの森(施設長:宇津慎史)が本事件に関する内容を事件から半年以上たって、やっと令和5年6月15日付で施設のホームページにてアップした。

アルプスの森(施設長:宇津慎史)が主張しているように、悠生君が命を落としてしまった事をちゃんと他の施設利用者(保護者)に説明していたのであれば、その説明内容はこのホームページに記載している内容と大きくは異ならないと思われる。

従って、このホームページに記載されている内容に捏造があれば、それはそのまま施設利用者(保護者)に嘘・偽りの説明を行い、その説明で悠生君が命を落としてしまった後も、通常運営を継続していたことになる。

上記の点からアルプスの森(施設長:宇津慎史)が施設のホームページに記載内容を検討するとかなり多くの捏造があると遺族は感じさせられた。

以下に遺族が感じた施設側が行っている捏造部位と、その根拠記事などを記載した。

①

そのため、当事業所は、各従業員に対し、X君を送迎車から建物内へ誘導する際は、①携帯電話で建物内にいる従業員を呼んで二人で対応するか、②X君が座っている後部座席のチャイルドロックをかけたまま、送迎車のドアの鍵を掛けて、インターフォンで建物内にいる従業員を呼び、二人で対応するように取り決めておりました。

アルプスの森(施設長:宇津慎史)は、誘導を二名で行うことに関するマニュアルを作成していたと報告していた。しかし、そのマニュアルは実際には存在しておらず、悠生君が命を落とした後に宇津慎史及び、宇津雅美が二人で作成作成していたことが判明している。

これは宇津慎史及び宇津雅美が、悠生君が命を落としたことに関する責任を全て一人の運転手に押し付けて、自分たちの行動は問題なかったとして片づけようとしたと遺族は考えている。

吹田市はことし2月、施設に対する監査を行いました。事故があった当時、送迎のマニュアルはなかったにもかかわらず、施設側が市に対し「運転手が独断でマニュアルを守らず、1人に対応した」とうその報告をしていたことが捜査関係者への取材でわかりました。

マニュアルは実際には事故の直後に作成されていたということです。

警察は、代表らが施設の安全管理に問題がなかったかのように装ったとみて、詳しいいきさつを調べています。

(NHK News 2023年12月13日引用)

施設の代表・宇津慎史容疑者(60)と兄の雅美容疑者(65)(いずれも業務上過失致死の疑いで逮捕)が、事故後の市の聞き取りに虚偽の説明をしていたことがわかったのです。

当初、宇津容疑者らは「送迎マニュアルを作成していたが、運転手が独断で守らなかった」と説明していましたが、その後の捜査で、マニュアルは事故の直後に作成されていたことが判明。

逮捕前の調べに「(慎史容疑者と雅美容疑者の)2人で相談して作成した」「事故が起きたのにマニュアルもないと思われるのが嫌だった」と話していたということです。

(YTV 2023年12月22日引用)

② X君に靴を履かせた上で降車させました。

③ AはX君の荷物二つを右肩に背負い、両手でX君の前方からその右腕を、X君が振りほどこうとしても容易には振りほどくことができない強さでしっかりと握っていました。

④ X君が降車した地点から建物の入口までの距離は4 m前後でした。この直後、X君は突然、Aの両手を振りほどき、走り出しました。

アルプスの森(施設長：宇津慎史)は、悠生君を送迎車から施設へ誘導する手順において、決められていた二名以上のスタッフで行う誘導はしなかった。アルプスの森(施設長：宇津慎史)は、しっかりと悠生君のからだを確保して誘導することはしていたと説明していたが、これも既に嘘であったことが既に判明している。

事故報告書(令和5年1月16日付)において、当該運転手はしっかりと悠生君の腕を掴んで誘導したと説明していた。しかしながら悠生君は、発見時、靴・靴下は履いていなかった。

遺族としては、アルプスの森(施設長:宇津慎史)は、この事実を考慮し忘れた状況で悠生君の誘導時においてしっかりと腕を確保していたとの捏造を行ったのだと感じている。実際、事故報告書(令和5年1月16日付)には、靴・靴下に関する言及はなかった。

靴を履かせないで外を誘導させることは、それだけで虐待事案になる。そのため遺族は靴を履かせないで悠生君の誘導を行ったのかと質問をアルプスの森(施設長:宇津慎史)に行っている。

その返答は、靴は履かせたが直ぐに脱げたとの事であった。遺族としては、ほんの数歩の間に左右両方の靴が脱げるはずがないと思われたので、保護者説明会(令和5年9月8日)において当該運転手に靴をどのように履かせたのかを尋ねてた。

当該運転手の回答ではしっかりと踵がおさまるように履かせたと説明していたが、靴の形状を間違っ理解(靴紐ではないにも関わらず、靴紐と認識していた)しており、遺族としては、やはり靴を履かせたということも捏造であると考えさせられた。

車保護者説明会(2023年9月8日)において、靴を履かせたはずの職員が靴はしっかりと履かせたと説明も、靴の性状を誤認していたことが判明。

(不誠実対応-28) (音声ファイル-28)

宇津容疑者らが市に「運転手が男子生徒の腕をつかんでいたのに振り払われた」と報告していたことも明らかになった。しかし、施設から押収した資料から、運転手が助手席の荷物を取っている間に清水さんが飛び出したと記したメモが見つかったという。府警は、容疑者らが事故の責任を追及されないよう、市に虚偽報告を繰り返していたとみている。

(毎日新聞オンライン 2023年12月13日引用)

事故後、宇津容疑者らは両親に、「悠生さんが運転手の手を振りほどいて走り出した」「運転手が業務を重ねることで、『1人で大丈夫』と考えるようになってしまったことが原因」などと説明していました。しかし、捜査でわかったことは、今回の事故が起きたとき、運転手は腕をつかむどころか助手席から荷物を取ろうと目を離していて、2018年以降、事故以外にも2度、悠生さんが車から飛び出し、水路に入り込んだり、川に飛び込もうとしたりしたことがあったということでした。

(YTV 2023年12月30日引用)

警察の調べに対し、運転手(48)はすでに逮捕されている施設の運営会社代表の宇津慎史容疑者(60)から、「手をつかんでいたというその説明のままにしておけ」と、口裏合わせをするように指示されたと話しているということです。

(ABCニュース 2023年12月22日引用)

⑤ Aは途中で転倒しながらも、走ってX君の後を追いかけてきました。

アルプスの森(施設長:宇津慎史)が行っている転倒状況の説明内容が、毎回、説明をする度に変わっている。遺族としては、ここでもアルプスの森(施設長:宇津慎史)が捏造を行っているため、そのような毎回、施設側に説明を求める度に返答内容が異なっているのだと認識している。

事故を起こした当該従業員が悠生君を追いかける時に転倒したとしている場所及び状況が、事故報告書(令和5年1月16日)内容と、報告書(令和5年3月16日)、さらには保護者会(2023年9月8日)の説明が全て異なっている。

(不誠実対応-26)

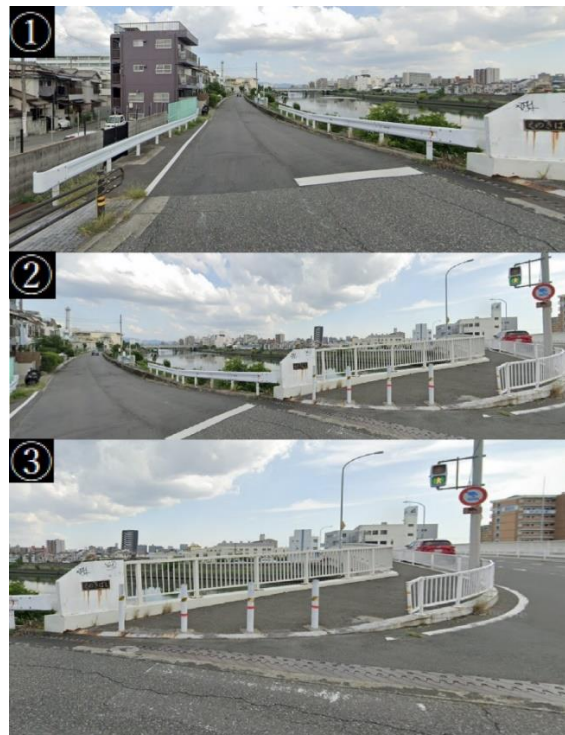
- ⑥ Aは、X君が橋手前の交差点付近まで向かったところは目撃したものの、Aがそこに到着したときには、X君の姿は見当たりませんでした。
- ⑦ そのため、Aは堤防の車道を東側に進みながらX君の発見に努めました。

アルプスの森(施設長:宇津慎史)の作成した事故報告書(令和5年1月16日付)と回答書(令和5年3月16日付)に記載されている「当該事故を起こした従業員の事故当時の動き」に関し、明らかな乖離が生じている。遺族としては、このような乖離は、明らかな捏造をアルプスの森(施設長:宇津慎史)が行っているために生じたものであると認識している

(不誠実対応-18)

そもそも(不誠実対応-26)においても記載しているが、当該運転手が最後に悠生君の姿をみたのが交差点付近に向かったところであり、その後、悠生君の姿を確認していないのであれば、当該運転手が「堤防の車道を東側に進んだ」行動自体に説明がつかない。(そもそも、吹田警察署が悠生君が発見された時、吹田警察署の捜査内容を遺族はきいており、その時の吹田警察は当該運転手から全くこの内容とは異なる説明を聞いている)

交差点における視野は以下のようなになる。



上記写真①②は、榎木橋交差点を左折した時に得ることが可能な視野である。一方、榎木橋を左折しないでそのまま橋の方向を見た視野が③になる。

上記写真①②を確認すると約 200m 先まで視野が確保できる。一方、橋の方向に行った可能性を考慮すると、せいぜい 20m 程度先までしか見えない。このような状況で、何故、悠生君が橋を渡る方向(直進)でなく、約 200m 先まで確認でき、またそこに悠生君の姿が見えないにも関わらず悠生君が左折したと認識したのか理由が説明できない。

⑧ X君の姿が見えないため、Aは堤防を降り、河川敷に向かい、当初来た方向に戻ろうとしたところ、川の真横に設置された柵の切れ目付近にX君の脱ぎ捨てられたジャンパーを発見しました。

⑨ このジャンパーを発見するまでの間、AはX君が行方不明となったことを知らせるため、当事業所に3回電話しております

アルプスの森(施設長:宇津慎史)が吹田市に提出した事故報告書(令和5年12月20日)では、当該運転手は他の職員(2名)と合流したのちに、悠生君のジャンパーを見つけたと説明。ジャンパーを見つける前に当該運転手は3回、会社に電話したと説明。

しかしアルプスの森(施設長:宇津慎史)が、遺族へ提出した事故報告書[令和5年1月16日付]ではジャンパーを見つけた後に電話をしたと説明。会社に電話をする前に当該運転手が他の職員(2名)と合流できるわけがないため、事故報告書[令和5年1月16日付]での説明では、当該運転手はジャンパーを単独で見つけた事になる。

詳細は(不誠実対応-44)参照。

⑩ X君が行方不明となってからは、当事業所は警察関係者及び消防関係者に知り得る情報を全て提供しました。

すくなくとも、既に多くの嘘・偽り・隠蔽をアルプスの森(施設長:宇津慎史)が行ってきたことは警察の調べで判明している。

⑪ X君の早期発見に努めておりました。

悠生君が行方不明の状況にも関わらず、アルプスの森(施設長:宇津慎史)は施設の通常運営を継続し、悠生君の捜索活動に専念することはなかった。その事に関し、保護者説明会(令和5年9月8日)で遺族は宇津雅美に対し苦情を述べたが、宇津雅美はふてぶてしい態度で

応答するのみであった(不誠実対応-25)(音声ファイル-25)。

さらには、遺族への回答書(令和5年3月16日付)においては以下の記載があった。すなわち、施設は通常通り開所を継続しているため対応をする必要があり、その対応を行いながら、空いている時間は悠生君の捜査に努めていたと説明している。遺族としては、自分たちの落ち度で子供が行方不明になっているにも関わらず、行方不明になっている子供の捜索よりも、通常通りの施設運営を優先させていた施設の態度に怒りを覚えている。

宇津は、事業所でお預かりしている児童やその保護者への対応、職員に対する指示、行政への対応を行いながら、空いている時間は清水君の捜索に努めていました。

(回答書[令和5年3月16日付])

さらには(不誠実対応⑦)でも記載している通り、悠路君が見つかった時、昼間の時点の電話では宇津雅美は、悠生君の司法解剖が終わり、吹田警察署に悠生君が戻ってきたタイミングで悠生君に会うことを約束していた。しかし、実際に司法解剖が終わり吹田警察署に悠生君が戻ってくることが決まったタイミングで遺族が宇津雅美に電話をかけたところ、突然、この約束を反故にした。

この約束を反故にした理由を宇津慎史が当時、電話で遺族に説明している。その説明内容は、「兄(宇津雅美)は別件の用事がある(悠生君)に会いにいけない。」との事だった。

遺族としては、この別件は存在もしない捏造だろうとは思ってはいるのであるが、本当に別件が存在したのであれば、これも施設を通常開所し悠生君の捜索活動に専念しなかったことによる弊害であると言える。

すくなくとも、自分達の落ち度で子供が行方不明になっているにも関わらず、悠生君の捜索活動を最優先としなかった宇津慎史、宇津雅美の態度は倫理的にあり得ないと遺族は感じている。

12

X君の捜索について、当事業所が嘘の情報を提供することで、捜索を妨害したような事実は一切ございません。

警察の取り調べで、既に多くの嘘・捏造が暴かれている。遺族としては、悠生君が行方不明の状態において、アルプスの森(施設長:宇津慎史)側が、積極的に捜索活動を妨害するようなことはなかったとは思っている。しかし、その後の本事件に関するアルプスの森(施設長:宇津慎史)側から出て来た説明においては、既に多くの捏造・隠蔽が存在していることが判明している。遺族としては、事件の捜査活動において、限りなく多くの妨害をアルプスの森

(施設長:宇津慎史)は、行っていると認識している。

⑬ 当事業所は、行方不明となった直後から、X君のご両親に対して何度も謝罪し、

同様の内容をアルプスの森(施設長:宇津慎史)が吹田市へ提出した資料(令和5年9月10日)にも記載(令和6年2月12日:吹田市への虚偽報告内容)参照。

遺族としては不誠実な対応を続けるアルプスの森側(施設長:宇津慎史)から、まともに謝罪をされたことがないと認識している。

さらには悠生君が行方不明の状態であった時、悠生君の捜索活動に積極的に参加していないアルプスの森(施設長:宇津慎史)側の態度に怒りを覚えた母親が宇津雅美に電話で怒りをぶつけた事に関し、宇津雅美は恫喝と捉え吹田警察に恫喝被害の相談に行き(不誠実対応-23)(音声ファイル-23[1])(音声ファイル-23[2])、宇津慎史は暴言と捉え(不誠実対応-31)(音声ファイル-23[1])(音声ファイル-23[2])、ともに保護者会(令和5年9月8日)において母親を非難している。

さらに宇津慎史は上記の(不誠実対応①)(不誠実対応⑥)の悠生君の母親の怒りの電話の内容が不適切であるとし、謝罪を悠生君が見つかった日に要求している。

したがって「何度も謝罪し、」の記載内容は遺族にとって非常に腹立たしい内容であったため、施設側に「何時」「どこで」「誰が」「どのような形で」謝罪したかについて質問している。

その回答が以下内容。

「何時」「どこで」「誰が」「どのような形で」謝罪したかについてですが、概ね下記のとおりです。但し、これらは現在の記憶に基づくものであり、記載したもの以外には謝罪の意思を示していなかったという趣旨ではございません。また、清水君に関しては現場で手を合わせるなどして、日々謝罪しております。

令和4年12月9日 代表者が清水亜佳里様に電話で謝罪
代表者が河川敷で清水亜佳里様に謝罪
宇津が河川敷で清水様に土下座して謝罪

同月10日 代表者、宇津及び尾崎が河川敷で清水様に土下座して謝罪

(回答書[令和5年7月25日付])

アルプスの森(施設長:宇津慎史)は、事故当日と翌日の2日に数秒間、謝罪すれば十分に謝罪したと考えていると思われる。そもそも、令和4年12月10日以降、悠生君が行方不明な状態にも関わらず、まともに捜索しようとする態度をアルプスの森側(施設長:宇津慎史)は見せなかったため、母親が電話で宇津雅美に怒りをぶつけている。この電話内容に関し、悠生君が見つかった母親に対して宇津慎史はむしろ謝罪を要求している。
(不誠実対応-29)

従って遺族としては、アルプスの森(施設長:宇津慎史)のホームページのこの記載内容は非常に悪質であり、まるで自分は十分に謝罪したにも関わらず、遺族にクレームを入れられているとした印象操作をしていると感じられたため、以下内容の文章をアルプスの森(施設長:宇津慎史)に送っている。

アルプスの森(施設長:宇津慎史)のホームページ記載内容の疑問点[2023年6月23日付]

ホームページ上に遺族に対して謝罪要請をしたことの記載がない件について

ホームページ上において、「アルプスの森(代表者:宇津慎史)」は何度も悠生君遺族に対して謝罪をしたとの虚偽記載を行っているにも関わらず、悠生君への誠意を見せることを、吹田警察署の時点で踏みにじり(虚偽の言い訳を理由に吹田警察署に来なかった事)、遺族に対して謝罪要求をしたことの記載がない。

非常に一方的であり、自己都合に基づいた非常に悪意のある記載を行っている。この点についてどのようにお考えかを明記して頂きたい。

上記の、施設側が何度もしたという謝罪内容と同様に、この施設側が遺族側に突き付けてきた謝罪要求の内容も、社会通念上、広く認められるものであるかを公にすることで判断する必要がある。

上記記載内容に対するアルプスの森(施設長:宇津慎史)側の返答は以下内容

ホームページ上の説明文の内容が非常に一方的であり、自己都合に基づいた悪意のある記載であるとのこと指摘についてですが、当社としてはこのような認識はございません。関係者の発言内容をホームページ上で詳細に明らかにするのは好ましくないと考えております。
(回答書[令和5年7月25日付])

遺族としては、アルプスの森(施設長:宇津慎史)は、誠意を見せることを拒み続けていると感じている。とくにアルプスの森(施設長:宇津慎史)が出してくる、悠生君の命を奪った事件の経過の説明において、その説明内容が二転三転している状況では、アルプスの森(施設長:宇津慎史)が自分たちの発言に責任を持つという意味でも、これらの情報は公開する必要があると遺族は認識している。

14

行方不明となった原因等も説明し、情報提供に努めて参りま

した。

アルプスの森(施設長:宇津慎史)は遺族に対し、行方不明になった重要な原因を隠蔽し、嘘の情報を提供していた。

- 1) 行方不明となった原因の最も大切な情報の 1 つに過去の隠蔽されていた行方不明になったケースがある。この事実が悠生君の親が知っていたのなら、確実にアルプスの森(施設長:宇津慎史)に通うことはやめていた。この事実はアルプスの森(施設長:宇津慎史)により完全に隠蔽されており、警察の捜査で判明した内容である。従って、アルプスの森(施設長:宇津慎史)は、今日に至るまでこの過去の行方不明になった重大なケースに関しての説明を遺族には一切していない。

警察のその後の調べで、この生徒が 2019 年にも送迎車から降りたあと行方不明になり、現場の川に飛び込もうとしているところを職員に保護されていたことが分かりました。

警察によりますと、施設側はこの時も 1 人で対応していて、両親や自治体には報告していなかったということです。

調べに対し、宇津代表らは、事実関係を認めたくて「自治体の監査を受ける恐れがあったので報告しなかった」などと供述しているということです。

(NHK News 2023 年 12 月 22 日引用)

府警によると、亡くなったのは清水悠生さん=当時(13)=で、2018 年 3 月と 19 年 12 月に送迎車から敷地外に飛び出して一時行方不明になって施設近くの水路に入ったり、川に飛び込もうとしたりした。

行方不明などの事故が発生した場合、施設側は自治体や保護者に報告する必要があるとされているが、逮捕された代表社員宇津慎史容疑者(60)らは吹田市に報告しなかった。当時対応した職員にも「悠生さんの母親には一切話さないように」と口止めをしていた。

(共同通信 2023 年 12 月 22 日引用)

- 2) 送迎車から施設への誘導において、当該運転手はしっかりと両手で悠生君の腕を掴んでいたが、悠生君が振り払ったと嘘の説明をしていた。

宇津容疑者らが市に「運転手が男子生徒の腕をつかんでいたのに振り払われた」と報告していたことも明らかになった。しかし、施設から押収した資料から、運転手

が助手席の荷物を取っている間に清水さんが飛び出したと記したメモが見つかったという。府警は、容疑者らが事故の責任を追及されないよう、市に虚偽報告を繰り返していたとみている。
(毎日新聞オンライン 2023年12月13日引用)

事故後、宇津容疑者らは両親に、「悠生さんが運転手の手を振りほどいて走り出した」「運転手が業務を重ねることで、『1人で大丈夫』と考えるようになってしまったことが原因」などと説明していました。しかし、捜査でわかったことは、今回の事故が起きたとき、運転手は腕をつかむどころか助手席から荷物を取ろうと目を離して、2018年以降、事故以外にも2度、悠生さんが車から飛び出し、水路に入り込んだり、川に飛び込もうとしたりしたことがあったということでした。

(YTV 2023年12月30日引用)

警察の調べに対し、運転手(48)はすでに逮捕されている施設の運営会社代表の宇津慎史容疑者(60)から、「手をつかんでいたというその説明のままにしておけ」と、口裏合わせをするように指示されたと話しているということです。

(ABC ニュース 2023年12月22日引用)

- 3) 禁止されていた危険な職員1名での誘導は常態化しており、その事実を宇津慎史及び宇津雅美は知っていたにも関わらず、対外的には1名での誘導はしていないと説明し嘘をつき続けていた。

「池は飛び込んだ件を聞き、当事務所は神崎川の横にあるので、絶対入らないように車の乗降時は、厳重に注意をしている、目を離すとすぐに飛び出すので、一人ではしないようにする」
(サービス担当国会議 [2022年7月27日]会議録)

捜査関係者によると、慎史容疑者と、兄の施設職員・宇津雅美容疑者(65)は施設駐車場で送迎者から清水君を降ろす際、急に走り出す特性を踏まえて職員2人に対応する取り決めだったのに、常態的に職員1人に対応させ、昨年12月9日午後、清水君を死なせた疑い。
(読売新聞オンライン 2023年12月12日引用)

府警は、送迎車の乗降時は職員2人に対応しないと清水さんが道路に飛び出し、近くの川に飛び込む恐れがあったと判断。こうしたことを清水さんの特性から予見できたのに、職員を指導する注意義務を両容疑者が怠り、職員1人に対応することを常態化させて死亡事故を発生したとみている。

(毎日新聞オンライン 2023年12月12日引用)

清水さんは自閉症や知的障害などと診断され、突発的に走り出すほか、水への強いこだわりがあった。職員はこうした特性を把握しており、他の職員と計2名で対応しなければ、事故は起こると予見できたと府警は判断した。職員は容疑を認め、「2人で対応すべきだとは思っていたが、(施設代表らに)言えなかった」などと話したという。
(朝日新聞デジタル 2023年12月22日引用)

警察が押収した施設の報告書には悠生さんが2018年以降に3回、送迎などの際に飛び出すような場面があったと記載されていたことが分かりました。急に飛び出して事故が起こる可能性は明らかで、それを認識していたにもかかわらず宇津容疑者らは1人での対応を漫然と放置していたとみられます。

(YTV 2023年12月22日引用)

4) 送迎のマニュアルがあったと嘘の説明をしていた。

施設の代表・宇津慎史容疑者(60)と兄の雅美容疑者(65)(いずれも業務上過失致死の疑いで逮捕)が、事故後の市の聞き取りに虚偽の説明をしていたことがわかったのです。

当初、宇津容疑者らは「送迎マニュアルを作成していたが、運転手が独断で守らなかった」と説明していましたが、その後の捜査で、マニュアルは事故の直後に作成されていたことが判明。

逮捕前の調べに「(慎史容疑者と雅美容疑者の)2人で相談して作成した」「事故が起きたのにマニュアルもないと思われるのが嫌だった」と話していたということです。

(YTV 2023年12月22日引用)

15 当事業所とご両親との間で、一部見解の相違がありますが、当事業所としては引き続きご理解を頂けるよう努力して参ります。

上記⑭で判明しているように、事件の流れの説明において数多くの隠蔽や捏造が存在している状態である。

吹田市への説明においても、記載内容の嘘・捏造がかなり多いことが判明している(不誠実対応-44)。

アルプスの森(施設長:宇津慎史)から、遺族に提出した事故報告書(令和5年1月16日)の内容と、回答書(令和5年3月16日)、保護者説明会(令和5年9月8日)さらには、吹田市へ提出した報告書(令和5年9月10日)の内容が全て異なっているところが認められている。

従って、一部見解の相違といったレベルのものではなく、殆どにおいて見解は一致しない。遺族としては、アルプスの森(施設長:宇津慎史)は、本事件に関し捏造・隠蔽を繰り返しており、とても遺族を含め利用者(保護者)や社会全般に理解して貰うような努力はしていないと感じている。

16 当事業所は、他の利用者のご家族に対しても今回の事故を報告

すくなくとも、吹田市にも遺族にも事件の重大事項に関しては、捏造・隠蔽を繰り返している状態であり、警察の捜査で如何にアルプスの森(施設長:宇津慎史)が悪質であるかが判明していきたく状況である。

従って、吹田市にも遺族にもまともな事件に関する説明をしていないにも関わらず、他の利用者の家族には、真実を報告しているとは考えにくい。

遺族としては、他の施設利用者の家族に対しても、嘘・捏造にまみれた説明を行っているに過ぎないと考えている。

17 吹田市役所及び豊中市役所に対しても書面により報告

アルプスの森(施設長:宇津慎史)が吹田市へ提出した報告書における死亡事件発生当日(令和4年12月9日)の流れの説明の内容の殆どに信憑性がないことが判明している(不誠実対応-44)。

18 しかし、令和5年3月30日に、吹田市の担当者から説明会を開催した方が良いとの連絡があり、ご両親も希望されているとの情報が入ったため、当事業所は、ご両親に対し、同年4月26日付書面において、説明会を行う意思があることを伝えております。

通常、死亡事件を起こした施設であれば事件に関する説明会を開くのは社会通念上、当然であると思われた。しかしながらアルプスの森(施設長:宇津慎史)は、自主的に説明会を開催する様子を見せなかった(不誠実対応④)。

そこで遺族側は、令和5年3月15日に吹田市の担当課を通して「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」に対して説明会開催の希望を伝えた。その時、アルプスの森(施設長:宇津慎史)は説明会を開催するつもりはないとのコメントを吹田市にしている。

そのため再度、遺族側は吹田市に対し、アルプスの森(施設長:宇津慎史)に説明会を開催

してほしいと説得するように頼み、吹田市が再度、アルプスの森(施設長:宇津慎史)に説明会に関して話を出した。しかしアルプスの森(施設長:宇津慎史)側の意見としては、説明会を開催をするかしないかは事業所の裁量で決める内容であり、法的義務はないから行わないとのことであった。

特に遺族に送ってきたアルプスの森(施設長:宇津慎史)の事故報告書(令和5年1月16日)の内容が遺族としては、多くの事実を隠していると思われるものであったため公的な場での説明を行うことであからさまな嘘をつくのをやめさせる目的もあった。

このような状況に遺族は陥れられたため、説明会開催を希望する署名活動を開始している。しかしながら、アルプスの森(施設長:宇津慎史)のホームページには一切、そのような自分たちが行った不誠実な対応についての記載はない。

19 ご両親のご理解を得られるよう説明させて頂く予定です。

アルプスの森(施設長:宇津慎史)は遺族に対し多くの嘘・捏造・隠蔽にまみれた説明をしてきたことが既に判明している。さらには保護者説明会(令和5年9月8日)での非難、悠生君の母親が行っている Tweet に対する非難も行っている。

このような対応をするアルプスの森(施設長:宇津慎史)をどのように考えれば、理解を得るために努力していると認識できるのか不明である。

20 面会についてですが、X君のご遺体が発見された当日に、ご両親から会いに来るようにとのご要望がございました。しかし、この前に面会の実現が困難となる事情があったため、面会は実現できませんでした。この事情については、書面でご両親に説明させて頂いております。

2022年12月16日(15時24分:1分53秒): 遺族から宇津雅美に電話

悠生君が吹田警察署から大阪大学へ司法解剖のために搬送される前のタイミングにて実施。この電話において事故を起こした運転手と宇津雅美に司法解剖が終わったら、吹田警察署に悠生君が戻ってくるので、この時に悠生君に会ってほしいと遺族側が依頼。宇津雅美は了承した。そのため問題がなければ司法解剖が終わるのは19時半から21時くらいになると警察から聞いている事を伝え、司法解剖が終わったら警察から遺族側に連絡がくること。連絡が来たらまた電話を掛けるので、その時に吹田署に来ることの約束をした。

2022年12月16日(20時1分:5分50秒):遺族から宇津雅美(宇津慎史)に電話

司法解剖が終わった時点において遺族から宇津雅美に電話。宇津雅美は電話に出ず、代わりに弟の宇津慎史が出た。宇津慎史は「①兄は別件があって(吹田署)に行けない」と言い出した。命を奪われた悠生君に会いに来ることよりも優先する別件とは何か?と後にアルプスの森(施設長:宇津慎史)側に質問しているがそれに対する回答は、個人情報保護の観点から教えることはできないとの説明であった。アルプスの森(施設長:宇津慎史)が今まで数々の嘘・捏造・隠蔽を続けてきた経緯から考えて、ここでも嘘をついていると考えるのが妥当と思われる。そもそもアルプスの森(施設長:宇津慎史)側の個人情報保護の保護の捉え方が理論破綻している(不誠実対応-23)。

指摘される別件内容については、個人情報保護の観点からお答えすることはできません。
(回答書[令和5年3月16日付])

また、そもそも昼間の時点において約束していた内容を突然、この土壇場のタイミングで反故にするのはおかしい。約束通り来てほしいと遺族側が何度も頼んだところ、宇津慎史は、電話を一度切って確認するとの事となった。

2022年12月16日(20時14分:1分35秒):宇津慎史から遺族への電話

暫くすると、宇津慎史から電話がかかって来て②弁護士と相談した結果、吹田警察署には向かわない決定をしたとの項の説明をしてきた。非常に一方的な約束を反故にする決定を突然起こしてきた状況であった。また悠生君に会うのは予定として約束していた運転手の意見は一切、反映されていなかった。あまりにも続く不誠実対応に、悠生君に対して誠意を見せて欲しいと遺族側が頻回に依頼。しかし宇津慎史は3度にわたり悠生君の母親が前日にあまりにも誠意を見せない宇津雅美に対して怒りの電話を入れたことに対し、「兄に酷いことをいいましたよね?」と遺族側に謝罪を求めるような発言を行った。会話の流れからすると、③前日の発言に対する遺族側の謝罪が、宇津雅美が悠生君に会いに来る前提条件になっていた。このような状況では、宇津慎史及び宇津雅美からの自発的な謝罪はあり得ないことから、遺族は宇津兄弟に悠生君が会っても冒瀆されるだけと判断し、面談を行うことを諦めた。

*そもそも悠生君の母親が電話で宇津雅美に怒りをぶつけたには、悠生君が行方不明の状況にも関わらず捜索活動に専念することはなく、アルプスの森(施設長:宇津慎史)を通常通りに開所していたからである。それにも関わらず、宇津雅美は悠生君の母親に恫喝されたと保護者会(令和5年9月8日)で非難し(不正実対応-22)(音声ファイル-22)、吹田警察に恫喝被害の訴えを提出した。また宇津慎史は暴言を吐かれたと非難した(不正実対応-31)(音声ファイル-31[1])(音声ファイル-31[2])。

悠生君が見つかった時、宇津雅美は、悠生君に会いく約束を反故にすることは決めていたが、その言い訳を充分には決めきれていなかったと思われる。そのためその理由は、当日だけでも、2 転 3 転している。

さらには(不誠実対応⑬)に記載しているように、アルプスの森(施設長:宇津慎史)は事後に言い訳を練りだそうとしたと思われるが、その結果非常に不誠実な言い訳を行っている
と遺族は考えている。

④吹田警察署に行く正確な時間が不明 (90 分の間隔は許容できない) (不誠実対応⑨)

⑤遺族側からきつい言葉を投げかけられるか心配 (不誠実対応⑩)

⑥捜査の為の水中ドローンの費用を請求された (不誠実対応⑪)

⑦自発的謝罪がないのなら警察署に行かなくて良いと遺族から言われた (不誠実対応⑫)

21 今回の事故が発生した原因は、従業員が X 君を送迎車から建物内へ誘導する際に、事前に決められた遵守事項を守っていなかったことにあります。

本件は既に事故でなく事件であり、宇津慎史及び、宇津雅美が悠生君の命を奪った責任を一人の従業員である運転手に押し付けて逃げようとしているに過ぎない。従って、この記載内容は非常に悪質なものである。

毎日新聞[2023 年 12 月 13 日]の記事によると、

宇津慎史(うづ・しんじ)容疑者(60)らが「送迎マニュアルに反して運転手が勝手に 1 人で対応した」などと虚偽の報告を市にしていたことが、府警への取材で判明した。実際には職員 1 人での対応が常態化しており、マニュアルが作られたのも事故後だったという。

従って、根本的な悠生君が命を落としてしまった原因は、宇津慎史及び、宇津雅美の度重なる「嘘・偽り・隠蔽」であると遺族は考えている。その「嘘・偽り・隠蔽」が如何に命に関わるような重大な内容でも、宇津慎史及び、宇津雅美は平気で「嘘・偽り・隠蔽」をし続けたことであると遺族は確信している。

本事件に直結した「嘘・偽り・隠蔽」は、以下内容と思われる。

1. 誘導は職員 2 名で対応していると対外的には説明していたが、実際は職員 1 名での対

応を常態化させていた。この状況は、悠生君が死亡するのを待っていたのと同じであると遺族は考えている。

2. 過去に職員 1 名で対応した時に飛び出しが発生。悠生くんが水路に入ったにも関わらず、吹田市や両親に報告を行わず隠蔽した。このため、この重要な件を個別支援計画書の作成に反映することが不可能になってしまった。
3. 法的義務に沿った個別支援計画書の作成をしてくれなかった。
4. 個別支援計画等やマニュアルなど、しっかりと従業員に情報共有していると宇津雅美らは述べていたが、実際には、支援に必須な情報を従業員間で共有してくれなかった。
5. 過去に施設側で作成したヒヤリハットケースに対する対応策を、施設側が自ら守ることをしなかった。
6. 過去に職員 1 名で対応した時に飛び出しが発生し、悠生君が神崎川に飛び込もうとしたにも関わらず、吹田市や両親に報告を行わず隠蔽した。これにより、悠生君が神崎川の存在を知ってしまったこと。さらには悠生君が神崎川に飛び込む意思があることが確定している。従って、この情報を両親が得たのであれば、直ちに施設利用を停止していた。宇津慎史及び、宇津雅美がこの重要な件を隠蔽したため、死亡回避機会が奪われてしまった。
7. 誘導時、しっかりと悠生君の体を確保しなくてはならないことを知っていたにも関わらず、死亡当時誘導を行った従業員は体を確保していなかった。
8. 飛び出しが発生した時の対応策を十分に検討していない。

これらの宇津慎史及び、宇津雅美の行った「嘘・偽り・隠蔽」が悠生君の命を奪う結果になっているのは明白であるが、その後も、宇津慎史及び、宇津雅美は「嘘・偽り・隠蔽」を反省することなく繰り返した。

22 今後二度と今回のような事故が発生しないように、全ての従業員が遵守事項を守るよう努力して参る所存です。

最も遵守事項を守らないで「嘘・偽り・隠蔽」を繰り返してきたのは、宇津慎史及び、宇津雅美である。しかしながら、その根本的な死亡事件を起こした 2 名の対応を変えることはなく、悠生君が死亡後も多くの「嘘・偽り・隠蔽」を行っている。さらには管理者を宇津慎史に変更した手続き(不誠実対応-43)をすることにより、より組織の隠蔽体質を強化させていると遺族は考えている。